

議案第58号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成23年10月10日をもって埼玉県市町村総合事務組合から鳩ヶ谷市を脱退させること及び平成23年10月11日から同組合規約を次のとおり変更すること並びに同法第7条第5項の規定により、同組合の財産は、鳩ヶ谷市の脱退にかかわらず、同組合に帰属させることについて、議決を求める。

平成23年8月29日 提出

北本市長 石津賢治

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2第4条第1号に掲げる事務の項、同表第4条第2号に掲げる事務の項及び別表第3第1区の項中「入間市 鳩ヶ谷市」を「入間市」に改める。

附 則

この規約は、平成23年10月11日から施行する。